

## 5 大田 勤 議員



- 1 核のゴミ処分場受け入れ反対 核のゴミを排出する原発は再稼働せず廃炉に
- 2 福祉灯油の支給対象を保護世帯にも拡充を
- 3 大幅な水道料金値上げは反対、高齢世帯など使用実態にあわせ減免措置などを取り入れた料金改定に

### 1 核のゴミ処分場受け入れ反対 核のゴミを排出する原発は再稼働せず廃炉に

私たちは、健康で文化的な生活を営むため、現在と将来の世代が共有する限りある環境を、将来に引き継ぐ責務を有しており、こうした状況の下では、特定放射性廃棄物の持込みは慎重に対処すべきであり、受け入れ難いことを宣言すると、食と農、観光が基幹産業の北海道に、核のゴミの持ち込みを道内の全市町村のどこにも認めない立場を鮮明にする、北海道における特定放射性廃棄物に関する条例が生きている。

積丹町に放射性物質等を持ち込ませない条例。放射性物質等による被害から町民の生命と財産を守り、現在及び将来において町民が安心して暮らせる生活環境を保障し、自然と調和した地域の発展に資することを目的とする。

島牧村に放射性物質等を持ち込ませない条例。

黒松内町に放射性物質等を持ち込ませない条例。

豊浦町放射性物質等持込み拒否及び原子力関連施設の立地拒否に関する条例。

せたな町に放射性物質等を持ち込ませない条例が決議されている。

蘭越町でも条例制定を求める請願が提出され、3月18日、町議会は請願審査特別委員会を設置して付託。同委は、5月19日に全会一致で請願を採択。

ニセコ町でも条例制定にむけて作業が行われている。

特定放射性廃棄物の持込みは慎重に対処すべきであり、受け入れ難いとした特定放射性廃棄物とは、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律では、特定放射性廃棄物とは、第一種特定放射性廃棄物及び第二種特定放射性廃棄物をいうと規定されている。

第一種特定放射性廃棄物、第二種特定放射性廃棄物、TRU廃棄物、長半減期低発熱放射性廃棄物、それぞれの廃棄物の内容、特徴は。

核のゴミの処分場に持ち込まれる廃棄物は第一種特定放射性廃棄物、第二種特定放射性廃棄物、TRU廃棄物の全てか。

廃棄物は300メートル以深に処分とNUMOは説明しているが第一種特定放射性廃棄物及び第二種特定放射性廃棄物も300メートル以深に処分するのか。

鈴木知事は国の候補地選定プロセスへの応募を検討している北海道寿都町について、選定手続きの第2段階の概要調査に入る際には意見表明ができる。そのときは反対の意見を述べたいと話し、放射能の無害化までは10万年かかる。文献調査を受け入れることは、全国の廃棄物を受け入れる入り口に立つもの。時間をかけて慎重に判断すべきだと文献調査にも反対した。

住民投票で賛成多数となっても、地元市町村長と知事のいずれかが反対すれば概要調査には進めない。鈴木知事は、核のゴミは受け入れ難いとする道の条例を踏まえ、調査に反対。近隣の自治体も核のゴミの持ち込みを拒否する条例を相次ぎ制定するなど、反発を強めている。

こうした各町村での動きや知事の動向を鑑み町としてどのように考えるのか。

北海道後志総合振興局産業振興部長が11月10日、第4回寿都町における対話の場に参加して改めて立ち位置を参加者が聞くと、概要調査には反対、知事も反対していると応えている。

岩内町は8月4日寿都町からの核のゴミ処分場受け入れの文献調査による交付金配分について打診を受け、寿都町のある南後志地域とは広域行政で協力関係にあり交付金制度の活用は地域振興のため有用性が高い。交付金対象となることから交付金を受け地域振興に活用したいと9月議会に7,500万円を予算計上した。

交付金対象は隣接市町村とし寿都町の隣接、蘭越町、黒松内町、島牧村は南後志地域とは広域行政で協力関係にあるが、文献調査に反対し受け取らないのに隣接の岩内町が予算計上した。近隣町村が反対し受けとらないとした交付金。

広域行政での町長の判断は非常に厳しいものがあると思うが所見を伺いたい。

電力会社は運転後の使用済み核燃料は青森県の再処理工場へ搬出・処理し地域に残らず安全とし、電気事業連合会などが出資し、日本原燃（株）が六ヶ所村に工場建設。しかしトラブルが相次ぎ建設開始から28年経過したにもかかわらずいまだに稼働していない。

青森県との約束では再処理時に排出される核のゴミは県外の最終処分場へ搬出し県内には一切残さないとした。再処理で作られる新燃料を使う高速増殖炉もんじゅは廃炉となり計画は完全に破綻している。

核燃料サイクルは完全に破綻していると思うがいかがか。

知事は概要調査へ進む場合は反対すると言明しています。

当時の梶山経済産業大臣も、閣議後の会見で、文献調査から次の概要調査に進もうとする場合、市町村長と知事の意見を聞き十分に尊重することになっている。その意見に反して先に進むことはないとしていることから概要調査に進めません。

原発稼働ゼロにして、これ以上核のゴミは増やさない。処分場の安全性も確保できない場所に放射能の無害化まで10万年も埋めるのではなく当面は原発敷地内で監視保管し納得のできる方法を考えるべきと思うがいかがですか。

南後志の町村が核の受け入れに反対、交付金も受け取りません。これ以上核のゴミを生み出させないためには原発は稼働させず廃炉にすることではないのか。岩内町も概要調査反対、道条例を守れの態度表明をすべきではないのか。

**【答 弁】**  
**町 長：**

1 項めは、第一種特定放射性廃棄物、第二種特定放射性廃棄物、TRU廃棄物、それぞれの内容、特徴についてであります。

放射性廃棄物につきましては、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律で、第一種特定放射性廃棄物と、第二種特定放射性廃棄物について定義されておりますが、第一種特定放射性廃棄物は、再処理の際に生じる、放射能レベルの高い廃液を、高温のガラスと溶かし合わせて固体化したもので、一般的に高レベル放射性廃棄物と呼ばれております。

特徴としては、放射能レベルが低下するまで長い時間がかかるが、安定した物質であり、それ自体に爆発性はなく、放射性物質が連続的に核分裂を起こして、大きなエネルギーを放出するといった、臨界を起こすこともないとされております。

次に、第二種特定放射性廃棄物につきましては、使用済燃料の再処理工場やMOX燃料加工工場の操業や解体に伴い生じる低レベル放射性廃棄物で、特徴としては、半減期の長い放射性核種が一定量以上含まれるものとされており、生活環境から長期間にわたり隔離するため、第一種特定放射性廃棄物と同様、地層処分するものとされております。

TRU廃棄物については、先ほどの低レベル放射性廃棄物で、半減期の長い第二種特定放射性廃棄物と、それ以外の半減期の短いものの総称であり、特徴としては、ウランより原子番号が大きい放射性核種を含み、発熱量が小さい、放射性廃棄物とされております。

2 項めは、高レベル放射性廃棄物最終処分場に持ち込まれる廃棄物についてであります。

法の規定により、最終処分施設に持ち込まれることとなっているのは、第一種特定放射性廃棄物と、第二種特定放射性廃棄物とされております。

また、TRU廃棄物については、半減期が長いものを、第二種特定放射性廃棄物として、持ち込むこととなっております。

3 項めは、第一種及び第二種特定放射性廃棄物も300メートル以深に処分するのにかについてであります。

法の規定により、第一種、第二種特定放射性廃棄物ともに地下300メートル以上の深さで埋設することと定められております。

4 項めは、こうした各町村での動きや知事の動向を鑑み、町としてどのように考えるのにかについてであります。

各地方自治体の動向につきましては、知事及び各町村長が、自治体経営を担う最高責任者という、それぞれの立場で判断されているものと承知しており、また、特定放射性廃棄物の最終処分に関しましては、寿都町・神恵内村の英断を、国は大事な機会と捉え、地層処分の正しい知識の説明、科学的な情報の提供など、これまで以上に国民に伝える努力を行い、最終処分場の議論を深化させる責務があるものと考えております。

5 項めは、文献調査による電源立地地域対策交付金についてであります。

本年8月4日、寿都町から文献調査に伴う電源立地地域対策交付金の、受け取りの意向確認に対して、町としては、交付金制度の趣旨に沿って、この交付金を活用していくことは、地域振興のための有用性が高いものとの考えから、交付を希望する旨の回答をし、その後、寿都町より通知のあった7,500万円を、本年9月定例会において補正予算として議決いただいたところであります。

一方、隣接する蘭越町、黒松内町、島牧村の3町村につきましては、それぞれの地域の実情により、電源立地地域対策交付金の交付を辞退されたものと認識しております。

本町では、これまでも泊発電所に係る当交付金などを活用し、公共施設整備事業や、地域活性化事業などに充当することで、安定した行政サービスの提供に努めており、今回の文献調査に係る交付金についても、これまでと同様、電源立地交付金制度に基づくもので、隣接の本町も交付対象となること、また、その交付については、文献調査の受け入れに対する賛否に関わらず、交付金の制度に準じて交付されるものと認識しております。

また、岩内町と寿都町を含む、南後志地域との行政的な関わりでは、消防行政を始め、これまでも路線バス運行、観光、高等教育などにおいて密接な協力関係のもと、広域行政を進めてきているところであります。

よって、今回の交付金についても国が定める制度に基づき、有効的に活用してまいりたいと考えております。

6項めは、核燃料サイクルは完全に破綻していると思うがいかがかについてであります。

核燃料サイクルにつきましては、第6次エネルギー基本計画においても盛り込まれていることから、国のエネルギー政策の中で、国民への丁寧な説明と対応が求められるものと考えております。

7項めは、放射能の無害化まで10万年も埋めるのではなく、当面は原発敷地内で監視保管し、納得のできる方法を、についてであります。

現在、国においては、使用済み燃料を安全に管理することも核燃料サイクルの重要なプロセスの一つと位置づけ、中間貯蔵施設や乾式貯蔵施設など、使用済み燃料の貯蔵能力の拡大を進めていますが、自然現象による影響、テロや火災など、人間の行為による影響等、長期にわたり、こうしたリスクのある地上管理をすることは、将来の世代に負担を負わせ続けることになるため、法の規定の下、地層処分を選択しているものと認識しております。

8項めは、原発は稼働させず廃炉、岩内町も概要調査反対、道条例を守れの態度表明をすべきではないのかについてであります。

再稼働については、国のエネルギー政策の下、世界一厳しい規制基準による審査により進められるものと認識しております。

次に最終処分について、私が考えておりますのは、国民全体で、この問題への熟度を高め、将来世代に解決を委ねることなく、できる限り、現世代の責任で解決の道筋を付けていくべき重要な課題であるということであり、

したがって、今やるべきことは、最終処分場の議論を国全体の問題として、さらに深化するよう努力することであり、ご質問の概要調査反対、道条例を守れの態度表明を行うことは考えておりません。

## < 再 質 問 >

隣接する町村はそれぞれの地域の実情により交付金の交付を辞退されたものと認識しているとしました。

辞退の理由は、反対の立場で交付金はもらえないということではないのか。それぞれ地域の実情とは何ですか。

核のゴミ処分場に関しては、国民全体で将来世代に解決を委ねることなく、現世代の責任で解決の道を付けるとしましたが、これは12月11日の道新ですけれども、NUMOはTRU廃棄物を地層に埋める際、ドラム缶容器に入れる。これを数本まとめて鉄製容器に入れる。鉄製用器の厚さ最大5センチ、最短で300年で腐食。高レベル放射性廃棄物を覆う鉄製用器は19センチ、1000年持つ。防御性が低い。断層地震の直撃で放射能が漏れた場合、核のごみは年間最大2ミリシーベルト。TRU廃棄物は最大14ミリシーベルトに上り。内容物はヨウ素129、炭素14など水に溶けやすい放射性物質が含まれている。様々なリスクを考えるとほんとに問題ないと言えるのかと藤村陽神奈川工科大学教授が指摘しています。

この線量の限度というのは、放射線被ばくの線量の制限値。この値を少しでも越えると人体にとって危険であることを示す。国際放射線防護委員会による勧告値は一般人に対して1年当たり1ミリシーベルト、放射線業務従事者に対し特定の5年間の平均が1年当たり20ミリシーベルトとなっています。

TRU廃棄物は最大14ミリシーベルトで最短300年しかもたない鉄製容器での保存は被ばくの危険が増大するものではありませんか。

近隣町村が核のゴミ受け入れ反対の意思表示をしているのに隣接の町が反対住民の思いを踏みにじるようなことで良いのか。

北海道の核のゴミを受け入れない条例を遵守すべきではないのか。

**【答 弁】**  
**町 長：**

1 項めは、交付金の交付を地域の実情により辞退されたというが、それぞれの地域の実情とは何かについてであります。

本町を含む4町村においては、寿都町からの交付金受け取りに対しての意向確認を受け、様々な検討作業が行われたものと考えておりますが、放射性物質等を持ち込ませない条例を設定済みの自治体や検討中の自治体があるなど、それぞれの町村の状況は異なるものと考えております。

したがって、他の3町村における方針決定に当たっては、それぞれの自治体において、様々な検討や関係団体等との意見交換などを踏まえ、各自治体において総合的に判断されたものと考えております。

2 項めは、TRU廃棄物についてであります。

TRU廃棄物に限らず、放射性廃棄物の処分に関しましては、様々な考え方があつて、世界各国の専門家が合意した、地層処分を選択しており、国は地層処分の正しい知識の説明、科学的な情報の提供など、これまで以上に国民に伝える努力を行い、最終処分場の議論を深化させるべきものと考えております。

3 項めの、隣隣接の町が、反対住民の思いを踏みにじるようなことで良いのかと、4 項めの、北海道の核のゴミを受け入れない条例を遵守すべきではないのかについては、関連がありますので、併せてお答えいたします。

繰り返しになりますが、この問題に関し、私が考えておりますのは、国民全体でこの問題への熟度を高め、将来世代に解決を委ねることなく、できる限り、現世代の責任で解決の道筋をつけていくべき重要な課題であるということであり、したがって、今やるべきことは、最終処分場の議論を国全体の問題として、さらに深化するよう努力することであるとの考えから、現段階において、お答えできる状況にはありません。

## 2 福祉灯油の支給対象を保護世帯にも拡充を

一般会計補正予算、社会福祉総務費・扶助費として今定例会に福祉灯油購入扶助費90万9千円が追加された。

本格的な冬を前に、欠かすことのできない暖房の主力、灯油の高騰が暮らしを直撃するなかこうした福祉灯油が毎年予算化し、また補正が組まれることは住民生活を支える大切な政策です。

1世帯あたり110リットル分の灯油購入券の交付ですが灯油単価はいくらで計算しているのか。

購入券交付対象世帯の予算計上は410件、申請者数は454件、交付決定件数は339件と11月30日の委員会で報告したが確定交付件数は何件か。

収入要件で町民税が非課税の世帯で令和2年中の世帯全体の収入額が1人の世帯148万円以下、複数人の世帯192万8千円以下が該当としている。

収入が国民年金のみの世帯などは全世帯が交付対象世帯になると思うが岩内町での福祉灯油対象世帯は何件あるのか。

収入要件に該当する収入額を見ると未申請世帯が把握できると思うがこうした未申請世帯への対応はどのようにしているのか。

道内の灯油価格は、18リットル当たり1,971円で、6週連続で上昇し、2008年以来13年ぶりの高値を記録と報道されている。

北海道消費者協会の調査では今回の灯油価格は過去3番目の高さ。最高値はリーマンショックが起きた2008年9月の127円。翌月の117円と調査結果が報道されています。

岩内町では11月に110円から117円に一挙に高騰し住民生活を圧迫しています。

他の地域から見ても灯油価格・ガソリン価格が高い岩内町。小売業者との話し合いなど町としてどのような対応を、今後していくのか。

道消費者協会が300世帯から回収した、2020エコファミリー省エネアンケートでは、暖房に灯油を使っている世帯は84%、電気の36%を引き離し1位。風呂や給湯も灯油が7割を超え、トップです。

世帯要件では生活保護世帯は対象外としその理由を、保護世帯は国による最低限の生活を保障され、冬季加算を受けられる国の制度としてみていると理事者は応えているが、冬季加算は本来各種加算ではなく生活扶助基準、基準生活費、居宅の第2類ですがどのような内容か。

居宅の第2類は電気、ガス、水道など世帯全体として、まとめて消費する生活費のための支給でその中に冬季に必要な暖房費が加算されているのではないのか。

冬季加算には風呂、給湯も含まれ灯油の高騰は生活を圧迫している。

今でも室内で暖房着を着て暖房費を少しでも節約。暗くなったら布団に入って暖房を消すなど生活を切り詰め頑張っている方々に、国による最低限の生活を保障され、冬季加算があるから生活保護世帯は対象外として切り捨てて良いのか。

12月3日、鈴木知事は原油高による燃料価格の高騰を受け、低所得世帯などを対象に灯油代購入費を支援する福祉灯油事業を行う市町村への交付金について、5割引き上げる方針を明らかにした。交付金の引き上げに伴い、交付額は最大300万円になる。知事は、多くの市町村で取組が実施されるよう働きかけたいと述べたことが報道されている。

こうした道の支援に応えるべく福祉灯油の取組の拡充を行うべきではないのか。

12月の広報、岩内町職員の記事と給与に職員手当の状況が掲載され、寒冷地

手当、扶養親族の数などに応じて月額8,800円から23,360円を11月から翌年3月まで支給され冬季間の生活を町財政で支援している。

月額8,800円から月額23,360円の支給条件は、どのように定められているのか。

2007年12月26日、地方公共団体が実施する灯油購入費助成の生活保護法上の取扱いについてと事務連絡が各都道府県民生主管部（局）生活保護担当課生活保護担当係長宛に厚生労働省社会・援護局保護課保護係長名で出されている。

被保護者が灯油購入のための当該助成を受けた場合、支給対象者1人につき月額8,000円以内の額について収入として認定しないとしたので周知方お願いしたいとした。

月額8,000円までは福祉灯油代として支給対象になるということではないのか。

2014年2月の衆議院災害対策特別委員会で高橋千鶴子議員が、灯油代の助成を生活保護制度上の収入に認定しないとの答弁を引き出している。自治体によって、生活保護世帯については冬季加算があるからいいんだとか、収入認定がされるからということで、支給しないところがあったわけなんですね。改めて、やはりこれは誤解を解く必要があるのではないかとということで、この場合は生活保護世帯の収入認定にならないと思うんですけども、厚労省に確認をしたいと思います。

政府参考人、お答え申し上げます。地方自治体が原油価格の高騰などを理由といたしまして灯油代の助成を行う場合につきましては、その趣旨に鑑み、生活保護制度上、収入として認定しないという取り扱いにいたしておりますと答弁。

原油高による燃料価格の高騰は公務員も生活保護世帯も同じです。

政府見解でも町が支給した場合でも収入と認定しません。知事も、多くの市町村で取組が実施されるよう働きかけたいと。福祉灯油助成への交付金5割アップで保護世帯への支給の拡充こそ厳しい冬を乗り切るための望まれる福祉対策ではないのか。

冬季間、燃料代を節約するため、室内で暖房着を着用し朝はなるだけ暖かくなるまで布団から出ず夜は暗くなったら布団に潜り込んで燃料代を浮かす。火の気のない住宅で命と健康を削り取るような生活に少しでも暖かみのある行政の手を差しのべることが町長の仕事ではないのですか。

福祉灯油の支給対象の拡充を求めます。

**【答 弁】**  
**町 長：**

1 項めは、福祉灯油の単価についてであります。

令和3年度の当初予算における福祉灯油購入助成事業については、1リットル当たり95円の灯油単価で積算しておりましたが、この度の補正予算の計上としましては、今後の単価上昇分も含め、1リットル当たり平均115.15円で積算しております。

2 項めは、福祉灯油購入券の交付件数についてであります。

令和3年12月6日時点において、福祉灯油購入券の交付件数は363件であります。

なお、審査中の件数は60件、非該当の件数は39件であります。

3 項めは、福祉灯油の対象世帯件数及び未申請世帯への対応についてであります。

福祉灯油の対象世帯に係る該当の有無については、国民年金のほか、遺族年金等の非課税収入や、同居者などの世帯状況の確認等が必要となりますが、認定事務を取り扱う中では、こうした情報を事前に得ることが困難であるため、対象世帯件数の把握については行っておりません。

次に、未申請世帯への対応についてであります。制度の趣旨等を広く町民に認知していただくため、これまでも町の広報紙や防災行政無線、ホームページにより周知を行っているほか、民生委員等の協力を得ながら対応しているところであります。

今後においても、継続的な広報活動により町民への周知徹底に努めてまいります。

4 項めは、灯油小売業者への対応についてであります。

岩内町の灯油価格の状況につきましては、町内灯油小売業者からは、陸送コストその他の理由により、札幌圏と比較して小売単価が高い傾向にならざるを得ないと説明を受けており、また、経営面からも、町が小売業者と小売価格に関して話し合うといった対応は難しいものと考えております。

町としましては、灯油単価の上昇時においても、補正等の予算措置により、福祉灯油の購入者が110リットルの灯油を確実に購入できるよう努めてまいります。

5 項めは、冬季加算の内容についてであります。

冬季加算につきましては、厚生労働省告示の生活保護法による保護の基準の中で、地区別冬季加算額として規定されているものであり、厚生労働省社会・援護局保護課資料、冬季加算について等においては、冬季において増加する暖房費等の経費を補填するものとして、10月から4月までの7か月間、生活扶助基準に上乗せして支給するものと解説されております。

6 項めは、居宅の第2類に係る冬季暖房費の加算についてであります。

居宅の第2類につきましては、厚生労働省資料において、基本的な日常生活費のうち、水道光熱費や家具什器費など、世帯単位でかかる経費を補填するものとして支給する旨の解説があり、さらに、第2類は、基準額と地区別冬季加算額に分類され、基準額には通年の日常的な光熱水費の算入があるものの、その額では不足する冬場の暖房費分を、基準額とは別枠で地区別冬季加算として設定しております。

7 項めの、生活保護世帯を福祉灯油の対象外にして良いのかについてと、

12 項めの、福祉灯油の支給対象の拡充については、関連がありますので、併せてお答えします。

生活保護制度は、生活に困窮する方に対し、健康で文化的な最低限度の生活を保障する公的扶助であり、冬季において増加する光熱費等の経費を補填するための冬季加算措置が講じられております。

一方、町の福祉灯油購入助成事業は、低所得な高齢者やひとり親、障害者世帯などに対する支援を目的としたもので、支給対象の方々にとっては、冬期間の燃料費に対する唯一の助成制度であります。

このように、両制度には目的や対象者などの相違があり、福祉灯油購入助成事業においては、生活保護世帯を支給対象外としているところであります。

8項めの、道の支援に応じた福祉灯油の取組の拡充についてと、11項めの、道の助成5割アップによる保護世帯への福祉灯油支給の拡充については、関連がありますので、併せてお答えします。

北海道からの令和3年12月6日付け事務連絡によりますと、令和3年度地域づくり総合交付金高齢者等の冬の生活支援事業については、交付基準額等を1.5倍に引き上げる予定であるとのこととあります。

現在、岩内町の人口規模に基づく交付基準額は120万円であり、補助率2分の1により、交付金額は60万円ですが、今般の見直しにより、交付基準額が1.5倍の180万円に引き上げられた場合、交付金額は30万円増額の90万円となるものの、事業費総額から見れば、一般財源を補填するに十分な財源とはならない状況であります。

また、本交付金の実施要綱においては、生活保護世帯が対象外となっていることから、道の支援に応じて福祉灯油の支給対象を生活保護世帯にまで拡充することは難しいものと考えております。

9項めは、町職員の寒冷地手当についてであります。

岩内町費職員に対し支給する寒冷地手当につきましては、国家公務員の寒冷地手当に関する法律に準拠し、岩内町費職員に対する寒冷地手当支給に関する条例において、手当の額を規定しており、世帯主で扶養親族のある職員は月額23,360円、世帯主で扶養親族のない職員は月額13,060円、その他の職員は月額8,800円であります。

10項めは、月8,000円までは福祉灯油代の支給対象ではないかについてであります。

平成19年12月26日付の厚生労働省事務連絡、地方公共団体が実施する灯油購入費助成の生活保護法上の取扱いについての内容としましては、福祉灯油の助成が、昭和36年4月1日付の厚生事務次官通知、生活保護法による保護の実施要領についての文中、第8の3の(3)のケに規定する、地方公共団体が条例等に基づき定期的に支給する金銭に該当するものとして、支給対象者1人につき、月額8,000円以内は収入として認定しないとする旨を通知したものであり、市町村に対し、福祉灯油を生活保護世帯に月8,000円まで支給するよう指示する内容ではないと認識しております。

いずれにいたしましても、福祉灯油購入助成事業は町の重要な福祉施策の1つとして位置付けており、今後も灯油価格の動向を注視しながら、適切な事業実施に努めてまいります。

## < 再 質 問 >

生活保護制度は生活に困窮する方々に対し、健康で文化的な最低限度の生活を保障する公的扶助といたしました。

受給世帯を町としては健康で文化的な最低限の生活をしていると認識しているのですか。

両制度は相違があるけれど、福祉目的で、他町村では支給対象を広げて、受給者にも広げているのではないのか。

こうした対応を対象外だからとはねつけるのではなく、町として受け止めて取り組むことができないのか。

8,000円まで支給するよう指示する内容ではないとしたが、こうした指示内容を取り入れて拡充するべきではないのか。

町費職員の寒冷地手当。支給職員、その他職員8,800円の支給条件と内容は。

**【答 弁】**  
**町 長：**

1 項めは、受給世帯が健康で文化的な最低限の生活にあると認識しているのか、についてであります。

生活保護世帯については、生活保護制度そのものが国民の生活実態や生活水準等を踏まえ、決定されているものであり、法に基づき国の責任において実施されていることから、一定の生活水準が確保されているものと認識しております。

2 項めは、月 8, 000 円まで収入認定しないという内容を取り入れて、生活保護世帯にも拡充するべきではないか、についてであります。

生活保護制度は、法に基づき、国の責任において、生活に困窮する方に対し、実施しているものである一方、町の福祉灯油購入助成事業については、福祉施策として、高齢者世帯等を支給対象としており、町民の公平感なども考慮する必要があることから、現状の支給基準を維持してまいりたいと考えております。

3 項めは、町職員の寒冷地手当について、その他の職員、月額 8, 800 円の支給条件と内容についてであります。

寒冷地手当の支給については、岩内町費職員に対する寒冷地手当支給に関する条例において、手当の額を規定しており、その他の職員とは、世帯主以外の職員であり、月額 8, 800 円を 11 月から 3 月まで支給するというものであります。

### 3 大幅な水道料金値上げは反対、高齢世帯など使用実態にあわせ減免措置などを取り入れた料金改定に

岩内町水道事業給水条例の改正案が出された。

水道施設の老朽化により施設更新経費の増加、給水人口の減少に伴う料金収入の減から平成22年度決算から単年度収支が赤字となり内部留保資金を取り崩して対応してきたが限界で、法定耐用年数を迎える水道管路の更新、耐震管への切り替えができなくなり断水の危険性が高まるとして料金改定に着手するとした。

家事用料金改定では基本水量10トン、改正料金は1,650円から2,110円に460円の増。超過料金も220円から276円に1トンにつき56円増。

メーター使用料13ミリは1ヵ月450円から520円に70円増となり一般家庭は月2,100円から2,630円に。2ヵ月精算では基本水量家庭では4,200円から5,260円と大幅に値上げされることになります。

岩内町上下水道料金等審議会の審議では平均で24.9%アップの料金が全会一致で答申されたのか。

答申には付帯意見などはなかったのか。

審議会では段階的な料金改定を実施する方向で5年毎、2回実施し今回は1回目。

令和9年には再度料金の値上げを実施する答申なのか。

2度目の料金改定の値上げ幅は何%で、いくらを想定しているのか。

料金改定には住民の意見を聴く、町内会・自治会長意見交換の実施。パブリックコメントを実施しています。

町内会・自治会長意見交換は何ヵ所で行われ参加者数、どんな内容が話されましたか。

パブリックコメントではコメント数、内容はどのような内容でしたか。

例えば、夫婦と高校生2人の4人家族で、毎朝高校生がシャワーを使う家庭では、使用水量が2ヵ月で43トン。基本料金、超過料金、メーター使用料で現行では9,260円です。

料金値上げで同一使用水量では11,600円。2,340円の大幅な値上げとなり子育て世帯には低廉で安心して利用できる料金設定とはいえないと思うがいかがか。

こうした実際の使用水量を元に料金の検証をしているのか。

令和3年8月27日の建設産業委員会での水道料金改定に向けての検討状況についての報告では料金の改定に関して審議会での検討状況についての報告があった。

理事者から出される検討資料でも基本水量についての審議の様子が見受けられません。

基本水量についての審議会での検討はどのような内容で検討が行われたのですか。

家事用世帯の約6割が10トン以下世帯。使用者から強く求められている基本水量の見直しはどのように審議されたのか。

6月の定例会では使用量が5トン以下世帯は1,589世帯で全体の29.4%に上り、基本水量見直しの声が上がっているとの声に町長は、使用者の負担の公平性や水利用の合理性、水道事業の安定性の視点など幅広く議論されるものである。審議会では現在の使用状況なども踏まえ様々な視点から審議され

ているとした。

5トン以下世帯1, 589世帯が料金値上げで使用していない水道料金。

2ヵ月で1,060円の増額の5,260円になっても負担の公平を理由に使用量の少ない老人世帯からも使用料金を徴収するのか。

5トン以下世帯の中に独居高齢老人世帯、老人夫婦世帯は何件あるのか。

他町村での独自の規定で水道料の減免は公営企業法違反なのか、に対し、地方公営企業法第17条の3、その他特別の理由がある場合は一般会計、他の特別会計から補助を出すことができると応えています。

基本水量10トンでも5トンも使用しない独居高齢老人世帯、高齢老人夫婦世帯は特別な理由として減免できるのではないのか。

父母の離婚、父母いずれかの死亡、父又は母に一定の障害があるなど、児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るため、こうした世帯も特別な理由として減免すべきではありませんか。

審議会では現在の使用状況なども踏まえ様々な視点から審議されているとしています。

審議会ではこうした使用状況も踏まえ論議し、基本水量は見直さない、減免も取り組まないとしたのですか。

清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とする水道法の主旨に沿った料金改定にすべきではないのか。

水道施設の老朽化の断水など、このままでは水道が利用できなくなるとして、使用料金平均24.9%引き上げの料金改定を答申しましたが、住民が望んでいる基本水量の見直しなどには応えず、月5トンも使用しない独居高齢老人世帯や老人夫婦世帯、児童扶養手当支給世帯などへの減免など、水道料金の値上げだからこそ弱者の生活を支える減免措置などの拡充が必要ではないのか。

**【答 弁】**  
**町 長：**

1 項めは、岩内町上下水道料金等審議会は全会一致による答申か。付帯意見などは、についてであります。

岩内町上下水道料金等審議会の答申につきましては、令和3年11月18日に開催された第7回審議会において審議されたものであり、全委員からは異議無しとして決したものであります。

また、答申には3点の付帯意見が付されており、1点目は、料金改定の住民周知に努められたい。2点目は、さらなる事務事業の効率化・合理化に努めるとともに、料金算定期間の5年間の満了を目途に、財政収支計画の検証を実施されたい。3点目は、次回の水道料金等の見直し時には、基本水量を含め、どのような料金体系が最も望ましいか検討されたい、というものであります。

2 項めは、令和9年に再度料金値上げを実施する答申なのか。2度目の値上げ幅は何%で、いくらを想定しているのか、についてであります。

審議会からの答申につきましては、住民負担の急激な増加を勘案し、段階的な実施が望ましく、料金算定期間については、令和4年度から令和8年度までの5年間とすることが適当である、というものであり、付帯意見として、料金算定期間の満了を目処に、財政収支計画の検討を実施されたいというものであります。

なお、料金改定の審議の中で、令和9年度から令和13年度までの追加で、15%の料金改定が必要との仮試算をしておりますが、この改定率につきましては、今後の経営状況等により変わる要素を含んでいるものであります。

3 項めは、町内会・自治会代表者との意見交換会の開催状況と内容についてであります。

町内会・自治会代表者との意見交換会は、令和3年8月3日と5日の2日間、岩内地方文化センター大ホールで開催し、延べ31名が参加をいただいております。

その中で話し合われた、水道事業に関する内容としては、町から、料金改定の必要性や、審議会における審議状況についてご説明し、町内会・自治会の代表者からは、ご質問とご意見をいただいたところであります。

その内容につきましては、収納状況についてのご質問と、情報発信が遅いのではないかというご意見などであります。

4 項めは、パブリックコメントのコメント数と内容についてであります。

水道料金等の改定に係るパブリックコメントは、令和3年10月15日から11月14日までの1ヵ月間実施し、3件のご意見をいただいたところであります。

内容につきましては、子育て世帯、ひとり親世帯、高齢者世帯などの値上げ幅は、一般家庭より下げたいというものや、水道施設の老朽化等による料金の改定には納得しているが、基本水量を変更し8 m<sup>3</sup>以内は現行料金のままにしてほしい。使用水量が多い方、少ない方両方の公平性を確保するには同感するというもの、基本水量を見直して、使用水量の少ない方の料金を見直してほしいというものであります。

5 項めは、子育て世帯には低廉で安心して利用できる料金設定とはいえない、についてであります。

一般的に、子育て世帯は使用水量が多い傾向にありますが、独立採算を基本とする公営企業としては、使用水量の多い階層と使用水量の少ない階層の両方に対する負担の公平性を担保する必要性があり、加えて、今回は、高率での料

金改定となるため、広く公平に負担していただくとの考えにより、特定の階層に負担が偏らないように配意し、料金設定したところでもあります。

6項めは、実際の使用水量を元に料金を検証しているのか、についてであります。

水道料金等の算定方法としては、口径別のメーター使用料と、使用水量に基づく基本料金及び超過料金の合算による算出となるため、様々な条件を用いてシミュレーションを行ったところでもあります。

具体的には、今後必要とされる全体の料金収入を確保するため、基本水量を10<sup>3</sup>m<sup>3</sup>、8<sup>3</sup>m<sup>3</sup>、6<sup>3</sup>m<sup>3</sup>とそれぞれ仮定し、基本料金と超過料金の料金単価を、0.5%単位で増減した組み合わせの試算を行い、この条件に合致した17通りにより、基本料金と超過料金の料金単価と、家事用の使用水量が0～16<sup>3</sup>m<sup>3</sup>、20<sup>3</sup>m<sup>3</sup>、30<sup>3</sup>m<sup>3</sup>、40<sup>3</sup>m<sup>3</sup>、50<sup>3</sup>m<sup>3</sup>、60<sup>3</sup>m<sup>3</sup>、80<sup>3</sup>m<sup>3</sup>、100<sup>3</sup>m<sup>3</sup>の場合の、2ヵ月分の水道料金等について、現行料金と改定後の料金の比較・検討をしたところでもあります。

7項めの、基本水量について審議会ではどのような検討が行われ、基本水量の見直しはどのように審議されたのかと、12項めの、審議会における基本水量と減免に関する審議について、は関連がありますので、併せてお答えします。

審議会において、家事用の基本水量については、事業創設時からの年度別の月平均使用水量と、令和2年中における1ヵ月の使用水量の分布状況や平均値などを分析のうえ、道内や類似団体の基本水量なども参考に、10<sup>3</sup>m<sup>3</sup>、8<sup>3</sup>m<sup>3</sup>、6<sup>3</sup>m<sup>3</sup>とした場合の、メリット・デメリットを比較・評価した上で審議が行われたところでもあります。

その結果、現在も平均使用水量は11<sup>3</sup>m<sup>3</sup>と、10<sup>3</sup>m<sup>3</sup>を超えており、近年は使用水量的に安定していることや、当面は、安定した事業資金の確保と負担の公平性を最優先し、急激な変更によって新たに発生する利用者間の格差を避けるため、現行同様の10<sup>3</sup>m<sup>3</sup>が適当であるとされたところでもあります。

また、料金の減免については、パブリックコメントの結果報告の中で審議され、特定の世帯に対する料金の減免は、現在、経営健全化に向け収支の改善に取り組んでいる状況により、特定の世帯の減免分が、結果的に、他の世帯の負担増につながることへの理解が得られないと考えられるため、水道事業としては実施できないとの説明に対し、委員からは異存はないとされたところでもあります。

8項めは、負担の公平性を理由に、使用量の少ない老人世帯からも使用料金を徴収するのか、についてであります。

水道事業を安定的に運営していくためには、使用水量の大小に関わらず水道利用者全体で事業会計を支えていただくことを基本としており、利用者の方々に応分の負担をして頂くこととしております。

9項めは、5トン以下世帯の中に、独居高齢老人世帯、老人夫婦世帯は何件あるのか、についてであります。

水道使用契約にあたり、水道使用者の年齢や、世帯構成の情報は必要ないため、該当する世帯数は把握しておりません。

10項めの、独居高齢老人世帯、高齢老人夫婦世帯の減免と、11項めの、ひとり親家庭等の世帯の減免については関連がありますので、併せてお答えします。

高齢者世帯などへの減免につきましては、公営企業法において、政策的に料金を原価より引き下げることが、特別の理由により必要がある場合を除き、適当ではないとされていることから、特定の世帯への減免は困難であると判断し

ております。

13項めは、水道法の主旨に沿った料金改定にすべきでは、についてであります。

水道法が規定する水道の基盤を強化することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給のために、能率的な経営の下、適正な原価に照らし、健全な経営を確保できる料金が必要とされており、今回の料金改定は、継続的に事業経営を行うための安定した財政基盤を確保するためのものであり、その中で、低廉な水道水の供給となるよう、改定率を可能な限り低く抑えた中で実施するものであります。

また、水道法が規定する公衆衛生の向上と生活環境の改善のために、当町の水道普及率の状況からすると、水道使用者への一定程度の基本水量の付与が必要と判断しており、今回の料金改定は、その基本水量を確保した中で実施するものであり、水道法の主旨に沿ったものと認識しております。

14項めの、住民が望んでいる基本水量の見直しには応えず、弱者の生活を支える減免措置などの拡充が必要ではないのか、についてであります。

この度の料金改定は、ライフラインである水道を安全・安心に未来へ繋げていくため、水道使用者に一定の負担増をお願いしようとするものであり、改定にあたっては、岩内町上下水道料金等審議会に諮問し、パブリックコメントなども行い、審議会での水道料金の減免も含む審議と答申を踏まえ、進めているものであります。

こうしたことから、水道事業者としては、今後も、経常経費の縮減や収納対策の強化などを継続していくとともに、より効率的な経営を目指し、不断の努力を行ってまいります。今回の料金改定にあたり、特定の使用者への水道料金の減免については、全ての水道使用者にとって負担の増加となることから、実施できないものと判断しております。

## < 再 質 問 >

使用水量の多い階層と使用水量の少ない階層の両方に対する負担の公平性を担保。

基本水量も10トン、8トン、6トンとした場合も、負担の公平性を最優先し使用者間の格差を避けるため10トンが適当とした。

また、特定世帯の減免分が他の世帯の負担増につながるため理解が得られないとの説明に、審議会委員から異存はないとしたと答弁しています。

これは令和2年3月に水道事業における公費負担のあり方について、アンケート結果を踏まえた現状と課題として、公益社団法人日本水道協会が水道事業の独立採算制とその現状について報告しています。

水道事業においては、受益者負担の原則に沿って、独立採算制のもと、水道使用者負担の公平性も確保してきた。

この水道使用者負担の公平性とは、水道メーターの計量等を用い、サービスの受益者及びその程度を明確にすることにより、水道使用者間の使用量に基づく公平性を指すとともに、本来、国あるいは地方公共団体が負担すべきものを水道料金で負担することは、水道使用者にとっての受益者負担の原則からも相容れないものであることから、国あるいは地方公共団体が負担すべきものは一般会計等が負担するという2つの公平性を意味していると書かれています。

町が減免を行わない根拠としている受益者負担、負担の公平性は解釈不足ではないのか。

福祉対策として料金値上げだからこそ、一般会計からの負担で弱者救済の減免措置を行うべきではないのか。

**【答 弁】**  
**町 長：**

1 項めは、町が減免を行わない根拠としている受益者負担、負担の公平性は解釈不足ではないか、についてであります。

地方公営企業法では独立採算が原則とされておりますが、一般会計で負担すべき、消火栓の設置経費や、公園の水道使用料などについては、負担金や使用料として収入されております。

また、水道使用者との間では、契約によって水道水を供給しているところであり、使用者それぞれが使用した水量につきましては受益者負担の原則により公平に応分の負担をいただくべきものと考えております。

2 項めは、一般会計からの負担で弱者救済の減免措置を行うべきではないか、についてであります。

福祉対策としての弱者救済の減免につきましては、公営企業法において、政策的に料金を原価より引き下げることが、特別の理由により必要がある場合を除き、適当ではないとされていることから、特定の世帯への減免は困難であると判断しております。

こうしたことから、一般会計からの繰り入れについては、町財政の運営に大きく係わることから、慎重に対応しなければならないものと考えております。